

埼玉県報



埼玉県発行

目次

告示

○一般国道二百五十四号の区域の
変更 (東松山県土)

○県道高坂上唐子線の区域の決定
(東松山県土)

○県道深谷嵐山線の区域の決定
(東松山県土)

○県道ときがわ熊谷線の区域の変
更 (熊谷県土)

○県道越谷野田線の区域の変
更 (越谷県土)

○県道春日部松伏線の区域の変
更 (東松山県土)

告示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第四十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の
区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十年三月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月三十一日

埼玉県東松山県土整備事務所長 谷口建一

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 二百五十四号
- 三 道路の区域

旧新別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
旧A	東松山市新郷二七九番一地从 比企郡嵐山町大字平澤字中谷一三六番三地从	七・〇〇 二二・五〇	四一三九・〇〇		旧Aの一部は県道高坂上唐子線、大野東松山線及び深谷嵐山線として存置し、残区間を東松山市道及び嵐山町道として引き継ぐ。
旧B	東松山市大字新郷二八九番一地从先 同市大字新郷二九一番二地从先	一五・二〇 一九・二〇	七九・五〇		
旧C	東松山市大字新郷二七九番一地从先 比企郡嵐山町大字千手堂字川枝三五番一地从先	二三・六〇 二九・六六	四三七九・〇〇		
新C					

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第五十号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定する。

その関係図面は、平成二十年三月三十一日から三十日間埼玉県東松山県土整備部道路課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月三十一日

埼玉県東松山県土整備事務所長 谷口建一

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
東松山市大字上唐子字寺沢七四一番一地先から 同市大字上唐子字上原屋舗八九四番三〇地先まで	八・七〇 二一・五〇	一三三六・〇〇	現県道の終点を延長し、国道二百五十四号を引き継ぐものである。 なお、一部区間を県道大野東松山線と重用。

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第五十一号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定する。

その関係図面は、平成二十年三月三十一日から三十日間埼玉県東松山県土整備部道路課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月三十一日

埼玉県東松山県土整備事務所長 谷口建一

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
東松山市大字上唐子字下原屋舗九六九番三地先から 同市大字上唐子字上原屋舗八九四番三〇地先まで	九・三〇 一七・〇〇	六六二・〇〇	現県道の終点を延長し、国道二百五十四号を引き継ぐものである。 なお、一部区間を県道高坂上唐子線と重用。

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第五十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定する。

その関係図面は、平成二十年三月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月三十一日

埼玉県東松山県土整備事務所長 谷口建一

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 深谷嵐山線
- 三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
比企郡嵐山町大字菅谷字西側四〇一番地先から 同郡同町大字千手堂字女堀四九五番二地先まで	七・〇〇〃 一六・〇〇〃	一一〇五・〇〇	現県道の終点を延長し、国道二百五十四号を引き継ぐものである。 なお、一部区間を県道ときがわ熊谷線と重用。

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第五十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十年三月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月三十一日

埼玉県東松山県土整備事務所長 谷口建一

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 ときがわ熊谷線
- 三 道路の区域

旧新別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
旧 A	比企郡滑川町大字土塩字坂下五一六番一地先から同郡同町大字土塩字薬王子四〇五番一地先まで	八・四〇〃 一八・〇〇〃	五〇九・一〇	滑川町道へ引き継ぐ
旧 B	比企郡滑川町大字土塩字坂下五一六番一地先から同郡同町大字土塩字油免六三六番一地先まで	二六・一〇〃 三四・六〇〃	五三七・〇〇	
新 B				

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第五十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十年三月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月三十一日

埼玉県東松山県土整備事務所長 谷口建一

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 二百五十四号
- 三 道路の区域

旧新別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
旧A	東松山市大字下野本字山王裏一四八四番二地先から同市大字上野本字新田一一七七番一地先まで		一〇・八〇 一九・八〇	一九五〇・五〇	旧Aの一部は東松山市道として引き継ぎ、残りの区間は一般国道四百七号として引き続き管理する。
旧B 新B	東松山市大字下野本字上原一四六〇番二地先から同市大字上野本字新田一一五八番一地先まで		二五・九〇 五三・一〇	一四二四・〇〇	

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第五十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十年三月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月三十一日

埼玉県東松山県土整備事務所長 谷口建一

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 四百七号
- 三 道路の区域

旧新別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
旧A	東松山市大字下野本字山王裏一四八四番二地先から同市大字下野本字久保原一五八七番一地先まで		一〇・五〇 三七・八〇	七八七・〇〇	旧Aの一部は東松山市に移管し、残りの区間は県道東松山鴻巣線として管理する。
新B	東松山市大字下野本字上原一四二〇番一地先から同市大字下野本字久保原一五八九番四地先まで		二五・九〇 三四・六〇	七二〇・〇〇	国道二百五十四号と重複する。
旧C	東松山市若松町二丁目一五五二番三地先から同市若松町二丁目四九七七番一地先まで		一〇・八〇 一八・四〇	九二四・七〇	旧Cは東松山市に移管

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第五十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十年三月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月三十一日

埼玉県東松山県土整備事務所長 谷口建一

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 東松山鴻巣線
- 三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
東松山市大字下野本字久保原一五八九番六地先から同市大字下野本字久保原一五五二番一地先まで	三三・七〇 三七・八〇	二六一・〇〇	県道の起点を延長し、国道四百七号の道路区域を引き継ぐ。

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第五十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十年三月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月三十一日

埼玉県東松山県土整備事務所長 谷口建一

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 平沼中老袋線
- 三 道路の区域

旧新別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
旧A 新B	比企郡川島町大字平沼字一丁田一二六一番一地先から同郡同町大字西谷字下谷四七三番一地先まで	七・九〇 二九・四〇 一一・三〇 三三・八三	四一四九・〇〇 四九二〇・〇〇	旧Aは川島町に移管する。

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十年三月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月三十一日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 大塚 哲史

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 ときがわ熊谷線
- 三 道路の区域

旧新別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル) 長	備 考
旧 A	熊谷市野原字持橋ノ道上七三〇番一地先から同市村岡字上出 口四九二番一地先まで		六・六一 二四・〇〇	三、三二七・八四	旧 A の一部を熊谷市道として引き継ぐ。
新 B	熊谷市野原字持橋ノ道上七六二番地先から同市万吉字下田二 五六五番一地先まで		二二・一五 八七・三〇	三、四四三・二六	

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第二十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十年三月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月三十一日

埼玉県越谷県土整備事務所長 内村 寛

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 越谷野田線
- 三 道路の区域

旧新別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル) 長	備 考
旧 A	北葛飾郡松伏町田中一丁目五番九地先から 同郡同町大字松伏字八反一三六番七地先まで		一〇・四二 三〇・三〇	一、六〇七・五四	旧 A の一部は松伏町道へ移管。その余は、県道春日部松 伏線として存置。
新 B	北葛飾郡松伏町田中一丁目六番一地先から 同郡同町大字松伏字八反一三六番一地先まで		七・七〇 六一・五〇	二、八七七・五〇	

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第二十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十年三月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月三十一日

埼玉県越谷県土整備事務所長 内村 寛

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 春日部松伏線
- 三 道路の区域

旧新別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル) 長	備 考
旧	北葛飾郡松伏町大字松伏字上河原四七六九番一地从先から 同郡同町大字松伏字上河原四七七六番地先まで	一六・〇〇 三〇・六〇	三〇・〇〇	県道越谷野田線のバイパス建設に伴う路線の再編。
新	北葛飾郡松伏町大字松伏字上河原四七六九番一地从先から 同郡同町大字松伏字内前野二四五四番一地从先まで	一一・五五 三〇・六〇	九三六・九〇	

発行日	毎週 火曜日・金曜日
購読料金	一年四万三千四百円 (郵便料金を含む)
発行者	埼玉県 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号 〇四八―八二四―二二―(代表)
	埼玉新聞社 http://www.pref.saitama.lg.jp/A01 /BA00/kenpouhome/fr_top.htm
印刷所	関東図書株式会社 さいたま市南区別所三―一―〇 〇四八―八六―二二九―(代表)